売買参加補助者資格認定の基準

1 売買参加者の役員又は使用人

2 申請時において20歳以上の者で、禁治産者又は準禁治産者でないもの

3 申請に係る取扱品目の部類に属する物品の取扱業務について、2年以上経験を有し、かつ、申請者の業務に現に従事している者

売買参加補助者の数は、次の表の基準によるものとする。

市場取引金額（年間実績）	売買参加補助者		
	青果部	水産物部	花き部
4,000万円未満	1人	1人	1人
4,000万円以上8,000万円未満	2	2	
8,000万円以上	3	3	